

# 平成30年度 県立那覇国際高等学校

## いじめ防止基本方針

平成30年4月 策定

はじめに

いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるものである。いじめは、生徒の人権にかかわる重大な問題であり、将来にわたって心身の健全な成長及び人格形成に大きな影響を及ぼし、さらにはその生命又は身体に深刻な危険を生じさせるおそれのあるものである。全職員が上記の認識にたち、いじめを行うことは勿論、その行為を傍観することも、絶対に許さないという毅然とした姿勢で指導に取り組んでいく。

### 1. いじめ防止のための組織

いじめ防止の実効的な取り組みや生徒と保護者へのケアの必要性から、いじめ防止のための組織をカウンセリング・中途退学対策委員会に位置付ける。

#### (1) 組織の構成

学校長、教頭、教育相談係、養護教諭、生徒ガイダンス主任、学年主任、当該学級担任、(必要に応じてスクールカウンセラー、外部の専門家を加えることができる。)

#### (2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定と周知。
- ② いじめ未然防止、アンケートや教育相談によるいじめ早期発見の推進
- ③ いじめの発生時の対応
- ④ 年間計画の策定実施
- ⑤ 校内研修企画
- ⑥ 外部専門家や諸機関との対応
- ⑦ いじめの問題に関する記録の保存と情報提供
- ⑧ 外部からの通報や情報の提供の窓口を教頭、内部(教職員等)からの窓口を生徒ガイダンス部主任が行う。
- ⑨ アンケートの管理は在学期間とし、教育相談係が管理を行う。
- ⑩ アンケート集計は生徒ガイダンス部が行い、問題が見つかれば協議会を開く。
- ⑪ 公文等の発送、関係機関との連携は生徒ガイダンス部主任で行う。

## 2. 年間計画予定

基本方針に沿って以下の通り実施していく

	関連する行事等	備 考
4月	新入生オリエンテーション 拡大学年会 職員研修 新入生歓迎球技大会、1年宿泊研修、拡大学年会	学年集会 人権を考える日
5月	いじめに係るアンケート、二者面談 Hyper-QU 実施 (1・2年)	学年集会 人権を考える日
6月	6.23 平和教育 メイン行事 生徒総会	学年集会 人権を考える日
7月	校内弁論・英語弁論 三者面談	学年集会 人権を考える日
9月	職員校内研修 Hyper-QU 研修 (1・2年担任)	学年集会 人権を考える日
10月	拡大学年会 授業参観	学年集会 人権を考える日
11月	薬物乱用防止統一 LHR 芸術鑑賞 理科野外実習 (1年) AIDS 統一 LHR	学年集会 人権を考える日
12月	いじめに係るアンケート、インターンシップ (1年) いじめ防止対策委員会	学年集会 人権を考える日
1月	3年生を送る会	学年集会 人権を考える日
2月	学校保健委員会	学年集会 人権を考える日
3月	卒業式 来年度に向けていじめ基本方針取り組み 海外研修 (2年)	学年集会 人権を考える日

## 3. いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性と他者を思いやる社会性を育てていく。

- (1) HR 活動や特別活動を通してコミュニケーション能力の育成を図る。
- (2) 規範意識と帰属意識を互いに高めることのできる集団づくりを図る。
- (3) 教科「情報」におけるモラル教育の充実を図る。
- (4) 全職員がいじめは決して許されないという認識に立ち、いじめの特質や様態について校内研修を行う。
- (5) 二者面談・保護者を含む三者面談、あるいは教育相談やカウンセリングを通して好ましい人間関係の構築を図る。

#### 4. いじめの早期発見

- (1) いじめを早期発見するため、生徒に年2回のアンケート調査を行う。
- (2) 個人面談や教育相談を通じた生徒からの情報収集をする。
- (3) 拡大学年会や教師間での情報の交換や共有を図る。
- (4) 保護者との連携を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめに係る兆候の早期発見に努める。
- (5) 警察等の外部機関と連携しながら、校外で発生する問題行動やいじめ発見に努める。

#### 5. いじめの早期解決の取組

- (1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応をする。複数の関係者や目撃者からの情報収集および事実確認を速やかに行った上で、いじめを受けた生徒の安全を最優先し、いじめを行った生徒には毅然とした態度で指導を行う。  
いじめを受けた生徒に対して、継続的なカウンセリングを行い（必要であれば外部の専門機関に協力を依頼する。）、十分なケアに当たる。被害生徒が早期に安心して学校生活を送れるように努める。  
いじめを行った生徒に対しては、いじめに至った背景や原因をカウンセリングや教育相談通して確認し、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。
- (2) 両保護者に対していじめの状況と今後の対応について十分な説明をして、理解と今後の指導についての協力を得る。
- (3) 必要に応じて警察や外部機関と連携を取り、早期解決、再発防止のために協力を得る。

#### 6. 重大事態への対応

いじめにおいて、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、県教育委員会に報告し、本校の委員会を中心に外部機関と連携して事案の全体像を早期に把握し、可能な方策を検討して実施する。再発防止のために指導や組織の見直しを図る。

「いじめ発生時の通常対応等の展開例」

